○ 福祉事業の実施に関する規程(昭和47年10月20日基金規程第4号)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改正前
(補装具に関する事業)	(補装具に関する事業)
第4条 (略)	第4条 (略)
$1 \sim 4$ (略)	$1 \sim 4$ (略)
5 前2項に規定する補装具の支給、修理又は再支給に要する費用の額は、障害者	5 前2項に規定する補装具の支給、修理又は再支給に要する費用の額は、 <u>障害者</u>
の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123	自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 76 条第 2 項の規定による補装具の購入
号) 第76条第2項の規定による補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を	又は修理に要する費用の額の基準(当該基準に掲げられていない補装具について
<u>勘案した基準(この基準によることができないときは、</u> 現に要した費用)の範囲	<u>は、</u> 現に要した費用)の範囲内とする。
内とする。	
6・7 (略)	6・7 (略)